資料３

産地産業と小規模事業者の関係と課題（川連漆器）

平成30年10月12日（金）

株式会社 佐藤商事

代表取締役　佐藤　慶太

1．湯沢市と川連漆器の概要

■湯沢市と基幹産業

－湯沢市の概要

湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、県都秋田市へは直線距離で　約70km、宮城県仙台市へも同じく約95kmに位置している。隣接する両県とは、国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。

－基幹産業

稲作や畜産に加え、近年は野菜・花木を主体とする農業を中心に、市場での評価が高い”秋田キリ”に代表される林業、そして三百年の古い歴史と伝統を持つ酒造業や川連漆器、仏壇、稲庭うどん等全国に誇れる優れた地場産業を有している。また、毎年多くの観光客が訪れる小安・秋ノ宮・泥湯等の温泉郷や須川高原を中心とする栗駒国定公園など、数多くの豊かな観光資源に恵まれている。

■川連漆器の歴史と特徴

－歴史

鎌倉時代（1193年）、源頼朝の家人で稲庭城主の小野寺重道の弟、道矩公が古四王野尻（現在の漆器の中心地）に館を築き、 家臣に命じて刀の鞘、弓、鎧などの武具に漆を塗らせたのが始まりとされている。文明１２年（1815年）、藩の許可を得て朱塗りの漆器をつくり 販路を他国にひらき、江戸時代後期には藩の保護政策のもとに、椀、膳、重箱など幅広い漆器が作られるようになり、沈金、蒔絵などの 飾りが加わり基盤をさらに大きく築きあげていった。明治には新しい技術開発がおこなわれ、昭和５１年には、国の伝統工芸品に指定され、平成８年には県の指定も受けた。堅牢さを誇る実用的な生活用品として庶民生活に密着し、今日、川連漆器は市の主要産業となっている。

川連漆器

ⓒ2018　株式会社　佐藤商事

1．湯沢市と川連漆器の概要

－特徴

何回も繰り返される「地塗り」と「中塗り」を経て塗り立てと言われる「花塗り」で仕上げ乾燥するのが特徴。丈夫で使い易く廉価なため、普段使いに喜ばれている実用漆器である。お椀などの原材料は、ブナと栃が主。また、重箱などは朴の木を使う。

－『半径2キロのお椀』

木地師・塗師・蒔絵師・沈金師など、同じ町で暮らす同業者同士が助け合いながら、産地の未来のために、様々な挑戦に取り組んでいる

■佐藤商事の概要

－会社概要

・住所：秋田県湯沢市川連町大舘字大舘３５－１

・社歴：17年

・従業員数：8名

・代表取締役就任年：平成24年3月

・その他役職：平成29年5月　秋田県漆器協同工業組合　理事長就任

■秋田県漆器工業協同組合の概要

組合員一人ひとりの多様性を全体の力とし生活の向上と幸福の追求を目指す

－組合員数89名（平成29年度）

－伝統工芸士32名

KAWATSURA
JAPAN

産地マーク

ⓒ2018　株式会社　佐藤商事

2．川連漆器の工程（地域ぐるみの製造・販売）

■製造工程

－川連は「純木」の椀づくりをつらぬく、「純朴」な産地

①木地づくり

原木切り出し → 木取り・荒挽き → 燻煙乾燥 → 仕上げ挽き

②塗り

下地 → 中塗り → 上塗り

■伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の変遷

・平成17年度　　（生産額　単位：百万円）

	製造卸	木　地	塗　り	加　飾	計	備　考
①　製造従事者（社）（個人を含む）	90（82）	23（16）	25（21）	24（6）	162（125）	（　）は組合員に係る数字
②　従事者　（人）	440（325）	43（37）	59（35）	42（10）	584（407）	
③　生産額					1,300（1,131）	

・平成27年度　　（生産額　単位：百万円）

	製造卸	木　地	塗　り	加　飾	計	備　考
①　製造従事者（社）（個人を含む）	72（66）	22（9）	23（10）	17（3）	134（88）	（　）は組合員に係る数字
②　従事者　（人）	185（164）	30（17）	29（16）	18（4）	262（211）	
③　生産額					1,100（893）	

ⓒ2018　株式会社　佐藤商事

2．川連漆器の工程（地域ぐるみの製造・販売）

■出荷額

川連漆器のピーク時の産地売上高は16億5900万円であったが、現在は10億1000万円にまで落ち込み、約4割減少している。またそれに伴い従業者数も650人から391人にまで落ち込み、産地としての活気を失っている。また従業者も高齢化してきており、若手が明るい未来を描きづらいという背景がある。

※川連漆器10年間の推移

年度	従業者数（人）	組合員数（人）	売上（百万円）
ピーク	650	179	1,659
17	617	153	1,330
18	580	142	1,320
19	582	139	1,320
20	559	137	1,240
21	557	134	1,240
22	407	126	1,116
23	403	117	1,110
24	398	112	1,055
25	393	112	1,030
26	391	110	1,010

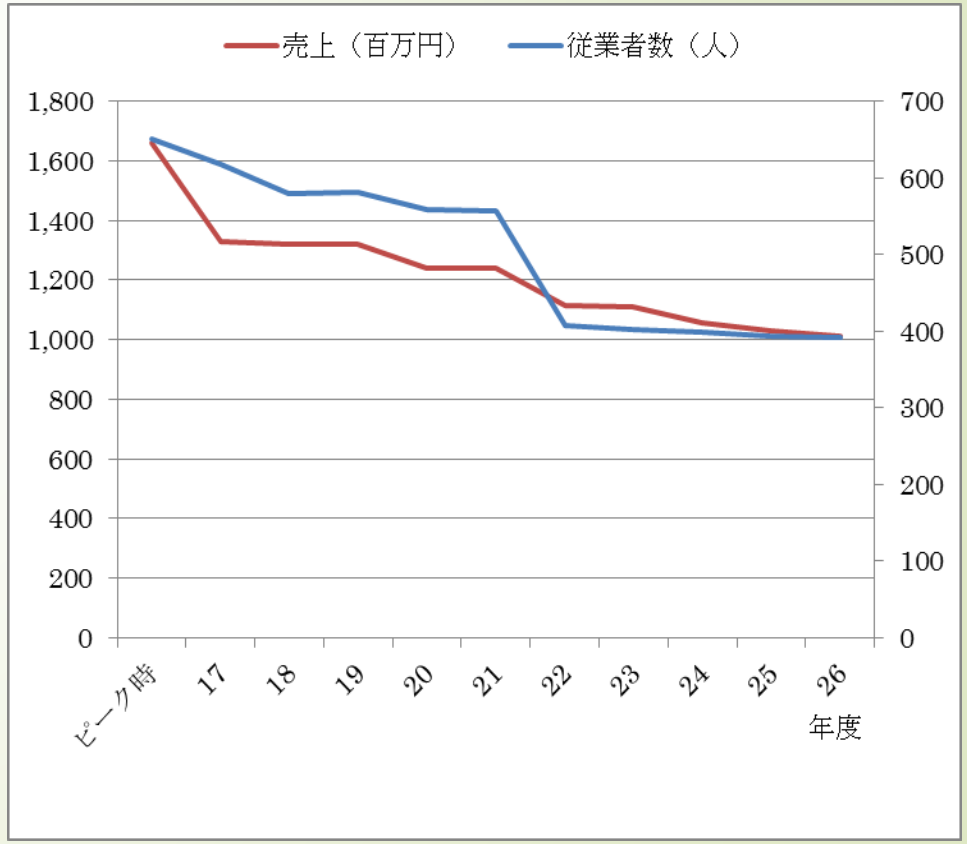

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

3．産地の課題と対応

■**直面している課題**

－従事者の高齢化と後継者不足

・高齢化した職人が辞めてしまうと製造工程が欠けてしまい、製造にかかる代替が効かない

・若年層の職人のなり手が少なくなっている。

－人材育成に係るコスト

・職人になるまでの育成期間が長く、コストがかかる。

－市場の変化への対応

・百貨店の販売力低下により高額商品の不振やギフト市場の落込みが続いている。

・ライフスタイルの変化や大量生産方式による安価な生活用品の普及、海外からの輸入品の増加等

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

3．産地の課題と対応

■これまでの対応

– 人材育成・定着

・後継者の育成と職場への定着を支援

※伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）の後継者育成事業と湯沢市第7次振興計画による補助金等を活用。

・地域への定着を支援

※地域おこし協力体制度の活用。

– 商品開発

・毎年新商品開発を行っている。

※持続化補助金（中小企業庁）、伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）の意匠開発事業と湯沢市第7次振興計画による補助金等を活用。

– 海外販路の開拓

・イギリスやフランスなど欧州を中心とした海外の展示・商談会に出展し、自社商品並びに川連漆器をPR

※伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）の需要開拓事業、地場産業等強化対策事業補助金（湯沢市）、チャレンジ補助金（湯沢市）、海外進出特別支援事業（秋田県）等を活用。

後継者の育成

漆を活用した新商品のガラス板とグラス

ロンドンでの商談

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

４．湯沢市との関係・商工会の支援

■湯沢市との関係

－湯沢市の産地産業に対するサポート

・後継者の育成（漆器技能士等含む）、品質の維持改善の研究、「匠の技」継承支援、原材料の確保及び原材料についての研究、需要開拓等の計画を盛り込んだ振興計画を策定し、サポートを行ってる。湯沢市では、現在第7次振興計画を実施し、人材育成や需要開拓に係るサポートを受けている。

※秋田県も伝統的工芸品等の産業の育成・強化に取り組み、これらを次代に引き継いでいくための計画を盛り込んだ「あきた伝統的工芸品等産業振興プラン」を策定し、実施している。現在、「第三期あきた伝統的工芸品等産業振興プラン」を実施中。

➡産地産業については、地元行政の協力・支援が欠かせない

■商工会の支援

－経営（金融、経理、税務、労務に関すること等）全般にわたって支援を受けている

－商品開発や市場開拓のために、商工会で行っている専門家派遣事業（エキスパートバンク等）を活用するとともに、持続化補助金及びＪＡＰＡＮブランドの申請から実行、フォローに至るまで支援を受けている。

➡身近に気軽に相談できることが、商工会会員としてのメリット

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

５．地域に根付いた産業の維持発展のために

■後継者育成支援

－少子高齢化を迎える中で伝統的工芸品産業を維持発展してくためには、後継者を育成していくことが必要不可欠

・従事者の高齢化が進んでいる中、これまでは後継者難となっていた塗師を対象として実施してきたが、他分野でも不足がちになってきたため、対象となる分野を広げた支援の実施が急務である。

・職人希望の要望は多くあるが、見習い期間の生活面などのサポート等産地だけでの解決が難しい

➡後継者育成支援や事業承継支援の積極的な支援策を講じるべき

■商品ＰＲのための海外販路への支援

－日本国内のみならず海外にも漆器をはじめとした日本の伝統的工芸品の魅力を発信していくことが、産業の維持発展につながる。

・海外販路開拓を経験して、「漆器自体の認知がゼロに近い」という課題が明確になった。漆器製品になじみのない欧州では、器は陶器かガラス製品で漆器は馴染みがない。

・日本国内では輪島や会津など著名な漆器産地があるが、海外での認知度は低いため、国内の漆器産地は先行者利益が取りやすい状態である。そのため、いかに認知度を上げるかが今後の最大の課題。

➡海外への販路開拓の効果をより一層高めるために、各産地ごとではなくオールジャパンで出展できるよう海外販路に関する支援策を充実させるべき

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

5．地域に根付いた産業の維持発展のために

■**伝統的工芸品の定義の再検討**

– 川連では伝産法の基に製品を製作しているが、ウレタン塗装や樹脂成型されたものなど工業製品と混同されており消費者に誤解を与えるだけでなく産地形勢を崩壊に追い込む結果になってしまう。

– 商工会から他地域の事業者のM&Aの案件があったが、地域外なので「川連漆器」の定義を満たさないことから呼ぶことができず、せっかくの機会も活かせない。

➡時代に合った伝統的工芸品の定義づけをすべき

※次ページ伝統的工芸品表示事業実施規程参考

■**地元行政と地元支援機関の連携強化**

– 産地産業の維持発展は組合だけでは困難であり、周りの理解協力・支援が必須。

➡国は、地元行政・関係機関の深い関与を促進すべき

– 秋田県・湯沢市による深い理解と支援が欠かせない他、商工会には実行面のサポートを期待。

➡地元行政及び商工会だからこその地元の伝統的工芸品の維持発展をさせていくための支援が可能

ⓒ2018 株式会社 佐藤商事

※参考：伝統的工芸品表示事業実施規程　別表

検査部門	工程順		技術又は技法（告示文）	外観（検査基準）
第一次検査下地加工品	木地	挽物	ろくろ台及びろくろ、鉋を用いて形成すること。この場合において「煮沸」「薫煙乾燥」をすること。	狂いがないこと。 製品寸法が正確であること。
		角物	「挽き曲げ」「留付け」又は「ほぞ組み」とする。	反りがないこと。 製品寸法が正確であること。
		曲物	「ころ」を用いる「曲げ加工」とすること。	
	下地	渋	「地炭付け」「柿研ぎ」及び生漆を用いる「地塗り」をすること。	木部が露出していないこと。 研ぎが完全であること。
		蒔地	生漆及び炭粉を用いる「掛地」をした後、生漆を用いる「地塗り」をすること。	こくそやせ、木目やせがないこと。
		漆本下地	「のり漆」を用いる「布着せ」、「さび」を用いる「布目摺り」「地の粉付け」「切り粉付け」「さび付け」及び、生漆を用いる「地塗り」をすること。	はだ（錆面）が平滑であること。 研ぎが完全であること。 木部が露出していないこと。
第2次検査完成品		花塗り	精製漆を用いる下地漆、中塗り及び上塗りをすること。この場合において塗には漆刷毛を用いること。	ピンホールが生じていないこと。 縁等が平滑であること。 埃が付着していないこと。
		ろいろ塗り	「地炭付け」「柿研ぎ」及び生漆を用いる「地塗り」をすること。	研ぎ傷がないこと。 光沢にムラがないこと。 研ぎ破りがないこと。 流れが生じていないこと。 縮が生じていないこと。
		沈金	沈金カンナを用いること。	泊粉入れが完全であること。 線点彫りの表現が適切であること。
		蒔絵		粉蒔にムラが生じないこと。 粉蒔傷がないこと。

ⓒ2018　株式会社　佐藤商事